

議員提出議案第4号

議長不信任決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年3月23日提出

提出者	琴浦町議会議員	小 棕 正 和
賛成者	同	桑 本 始
	同	前 田 智 章
	同	青 亀 壽 宏
	同	川 本 正 一 郎
	同	新 藤 登 子
	同	藤 本 則 明
	同	山 田 義 男
	同	大 平 高 志

理 由 決議書のとおり

平成29年 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

議 長 不 信 任 決 議

議長 手嶋正巳 君を下記の理由により信任しない。

(理由)

- 1 琴浦議会は、12月定例会において、手嶋正巳議長に対する不信任が圧倒的多数により議決された。この議決は、手嶋正巳議長に対する「戒告」という懲罰処分に続いての琴浦町議会の決定である。
- 2 12月議会で議決した不信任には、いくつかの理由とそれに賛成とする討論も行われた。これらは多数の議員が問題とする事項であり、それに対する反省と改善の方向が示されないことは容認できない。
- 3 「自主と自律」を基本として運営される議会にもかかわらず、10名の議員が議員懇談会の開催を要求したがそれを無視され、副議長、議会運営委員会にも相談なく全員協議会の開催を決定されたことは、議会の民主的運営を自ら否定されたことにもなり、1月の進退表明の、議会基本条例をもとに厳正に、円滑、効率的運営に努めるとの発言に反するもので、公正、公平な民主的議会運営が欠如しており納得できない。

以上、決議する。

平成29年3月23日

鳥取県東伯郡琴浦町議会